⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : Color compound machine maintenance business
⑷　Implementation term : From the contract to March 31, 2012
⑸　Fulfillment place : Place designated by Chief of Accounting Treasury Department, Welfare and Medical Service Agency
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures :
①　not come under the article 35 of the Welfare and Medical Service Agency Accounting Ordinance
②　offer of services who are classified as “A” or “B” or “C” by the Welfare and Medical Service Agency’s qualification for participating in tenders
③　prove to have no false statement in tendering documents
④　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00, 17 June, 2011
⑻　Contact point for the notice : Hirokazu Amano, Accounts Division, Welfare and Medical Service Agency, kamiyacho Central Place Building, 4―3―13, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8486, Japan Tel (03) 3438―9929

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年4月28日
契約担当役
独立行政法人福祉医療機構
経理部長　川上　茂樹
◎調達機関番号　568　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入件名及び数量　制度改正に伴う年金担保資金貸付システムの改修業務
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　契約時から平成23年11月30日
⑸　履行場所　契約担当役が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人福祉医療機構会計規程施行細則第35条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人福祉医療機構競争参加資格において業種別区分が「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている業者であること。
⑶　独立行政法人福祉医療機構競争参加資格審査を受けていない者にあっては、競争参加資格申請書を平成23年６月９日17時までに提出し、業種別区分が「役務の提供等」であって「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。
⑷　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑹　万全な情報（個人情報を含む）セキュリティ管理体制を有すること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所　下記３⑷の開札場所のとおり
⑵　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒105―8486 東京都港区虎ノ門４－３―13　神谷町セントラルプレイス９階　独立行政法人福祉医療機構　経理部会計課　天野　浩和　電話03―3438―9929
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑵の交付場所にて交付する。
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成23年６月17日10時00分　独立行政法人福祉医療機構中会議室（神谷町セントラルプレイス10階）
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人福祉医療機構会計規程第25条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting entity : Shigeki Kawakami, Chief of Accounting Treasury Department, Welfare and Medical Service Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : Services to Apply Modifications to the Pension-Secured Loan Systems in Accordance with the Regulatory Changes
⑷　Implementation term : From the contract to November 30, 2011
⑸　Fulfillment place : Place designated by Chief of Accounting Treasury Department, Welfare and Medical Service Agency
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures :
①　not come under the article 35 of the Welfare and Medical Service Agency Accounting Ordinance
②　offer of services who are classified as “A” or “B” or “C” by the Welfare and Medical Service Agency’s qualification for participating in tenders
③　prove to have no false statement in tendering documents
④　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑤　should have a reliable system for information (including personal information) security management
⑺　Time-limit for Tender : 10 : 00, 17 June, 2011
⑻　Contact point for the notice : Hirokazu Amano, Accounts Division, Welfare and Medical Service Agency, kamiyacho Central Place Building, 4―3―13, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8486, Japan Tel (03) 3438―9929

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年4月28日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
奈良医療センター　院長　星田　　徹
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　29
○第 09603 号（№09603）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　購入等件名及び数量
定位脳手術装置　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成23年８月31日
⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構奈良医療センター
⑹　入札方法　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。